

事例 7：厚真町（北海道）
平成 30 年北海道胆振東部地震
発災日：2018 年 9 月 6 日

特徴

- 北海道で観測史上初めての震度 7 を記録。大規模な土砂災害や家屋の倒壊等の被害が発生し、エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）の発生により、道内のほぼ全域が被害を受けた。
- 震源に近い胆振東部 3 町（厚真町、安平町、むかわ町）では、住家被害以外にも、道路、河川、上下水道、農地等が甚大な被害を受けた。
- 厚真町では、個々の被災状況や生活再建の意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、生活再建に向けた選択をサポートする「あつま型住まい再建プログラム」を実施した。相談窓口を設置し、生活支援相談員（Life Support Adviser：LSA）（以下「LSA」という。）を置き、住まい再建相談会等による伴走型支援を行った。併せて、町独自の支援制度を複数設け、被災者の意向に沿った住まいの再建を後押しした。



＜平成 30 年北海道胆振東部地震における土砂災害の様子＞

被災状況等

町の人口	4,671 人（2,181 世帯）（2018 年 8 月 31 日時点）
被災状況	・ 死者：37 名 ・ 負傷者：61 名 ・ 住家被害：全壊 235 棟、大規模半壊 70 棟、半壊 267 棟、一部損壊 1,097 棟 ・ 非住家被害：全壊 687 棟、大規模半壊 160 棟、半壊 509 棟、一部損壊 816 棟
災害の概要	・ 観測史上初となる北海道での震度 7 の地震が発生し、北海道全域でブラックアウトが発生した。 ・ 厚真町全体の住宅関連被害については、「住居破損」「地割れ・地盤被害」「井戸水等インフラ被害」の順に多かった。 ・ 個別地区の被害としては、厚真町内北部地区では「土砂災害」、市街地周辺では「地割れ・地盤被害」が多かった。 ・ 応急仮設住宅については、建設型応急住宅が中心で、賃貸型応急住宅の利用者はわずかであり、町外への避難者が少なかった。

総論

災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要

<経緯・背景>

- 応急仮設住宅への入居者が一定数見込まれたため、外部有識者や NPO 等の民間支援団体等からの助言や事例提供があり、個別支援の必要性を認識した。
- 発災後 1 か月程度経過した 2018 年 10 月 12 日に、厚真町と厚真町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、外部有識者を講師に迎え、支援関係者等とともに、応急仮設住宅入居後の支援に関する勉強会を開催した。勉強会において、応急仮設住宅入居者の支援を行う際、被災者が支援制度を上手く利用することができない事例が後を絶たないということを学んだ。町では、岩手県岩泉町の支援事例を参考に、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度の枠組みの中で、被災者の個別訪問や見守り相談等に必要となる財源を確保し、町社協に LSA を設置することとした。

<取組概要>

- 町役場庁舎内に被災者の相談窓口を設置するほか、LSA や保健師等による個別訪問を実施した。また、住宅金融支援機構や建築関係の業界団体の協力を得て、「住まい再建相談会」の開催も定期的に実施した。
- 町では、「住まい再建サポートチーム」を組織し、連携して被災者の住まいの再建をサポートできる体制を構築し、あつま型住まい再建プログラムを実施した。
- 個々の被災者の詳細な情報を関係者間で共有するケース会議は、福祉的観点からのケース会議と、住まいの再建をサポートするためのケース会議の両方を並行して行い、課題を整理した上で、対応した。
- 加えて、町独自の被災者支援制度を複数実施し、被災者の住まいの再建を後押しした。

災害ケースマネジメントを実施したことによる効果

- 応急仮設住宅入居段階においては、町役場において、「仮設住宅入居者支援連絡会議」を開き、仮設入居者支援に携わる町職員が庁内の所属を超えて話し合った。この取り組みは、早急な課題解決に有効であった（参加者：町役場の総務、建築住宅、復興計画、福祉、健康、教育等の関係部署と、苫小牧保健所、町社協の地域包括支援担当、LSA、NPO 団体等（関連課題に応じて））。
- 仮設住宅入居者支援連絡会議の前に、福祉、健康関係部署を中心とした、個別事例の情報共有や課題解決を図るためのケース会議も開催している。
- 義援金や被災者生活再建支援金等とのバランスをとりながら、町独自の支援制度を設け、罹災証明書における住家の被害の程度や各被災者の住まいの再建方法に応じて、資金面の支援策が活用できるように、工夫を講じた。
- 幌内地区においては、住み慣れた集落で今後も安全で安心した生活が送れるよう、応急仮設住宅としての利用を終えたトレーラーハウスを活用して、低廉な家賃の恒久住宅を整備した。小規模改良住宅（町有住宅）の家賃負担が厳しい世帯など、一人ひとりの事情に合わせた施策を実施できた。

災害ケースマネジメントを実施してみたの反省点・改善点

- 当初、熊本地震（2016 年）や平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）の事例を参考に、地域支え合いセンターを設置する意向があったが、厚生労働省の被災者見守り・相談支援事業の利用に自治体負担が発生することから、その実施費用等を勘案して、規模を縮小し、LSA 2 名という体制で相談支援を実施することとした。相談支援開始時は、

応急仮設住宅入居者のみを支援対象として組んだ体制であったが、相談支援を進めるにつれ、被災可能性のある方すべてを対象とする必要がでてきたため、十分な人員とは言えなかった。

- 複数の課題を抱える被災者の対応を行う際には、役場の防災担当や福祉担当だけでなく、全庁的な意思疎通を図る必要があったが、当初は、対応について協議する場を設定できず、うまく意思疎通や連携を取ることができなかった。
- 積雪が多い北海道のような地域では、住宅の修繕工事等が実施できない期間があるため、復旧に時間がかかり、全国一律の応急仮設住宅の供与期間の設定（２年）では厳しいところがあり、課題解決に限界を感じた。

今後の展望

- 令和３年度より、LSAの事業を重層的支援体制整備事業の準備事業として展開しており、令和４年度も引き続き継続する予定としている。
- LSAの位置付けを、災害起因の事業から平時の福祉事業に変えることにより、今後も支援が必要な世帯への訪問支援を継続していくことができるよう、体制を構築している。

各論

(1) 災害ケースマネジメントの実施体制

- 厚真町では、災害ケースマネジメントとして、個々の被災状況や生活再建の意向に対応できるよう、多面的かつ専門的な支援体制を構築し、生活再建に向けたサポートを行う「あつま型住まい再建プログラム」を策定・実行した。
- LSA による相談窓口を設置し、個別訪問及び住まい再建相談会等による伴走型支援を行った。
- 町主導で組織された「住まい再建サポートチーム」は、「コアメンバー」と「サポートメンバー」で構成された。LSA による見守り支援（個別訪問）は、住まいの再建サポートチームと連携して実施した。
- コアメンバーは、定期的集まり、事例の共有と分析を行う体制であり、町の主担当課のほか、町建設課、町住民課、町社協、地域包括支援センター、アドバイザー（専門家）から構成された。ここで、住まいの場所や再建手法、その実行に伴う課題の整理、支援制度の活用等の資金計画の検討を行った。
- サポートメンバーは、個別課題の解決に向けて、専門部署や専門家等を交えて検討を行うための組織体であり、庁内の関係部署や専門家、関係機関（国土交通省北海道開発局等）が、その都度参加した。

<見守り支援に係る人員体制>

2018 年度～2021 年度	町社協の生活支援担当主幹 1 名 + LSA 2 名
-----------------	----------------------------

あつま型住まい再建プログラムの目的

- (1)建設型仮設住宅、みなし仮設住宅等で暮らす全住民が希望する恒久的な住宅への転居
- (2)未修繕等課題のある被災住宅に暮らす在宅被災者の恒久的な住宅の確保
- (3)生活再建に課題を抱える被災者に対して、災害支援から平時の支援制度への円滑な移行

住まい再建サポートチーム

【掌握事務】

- (1)ケースデータの収集・分析
- (2)個別課題解決に向けた手法の検討
- (3)住まい再建プログラムの運営
- (4)その他被災者の住まい再建に関わること

【構成】

コアメンバー

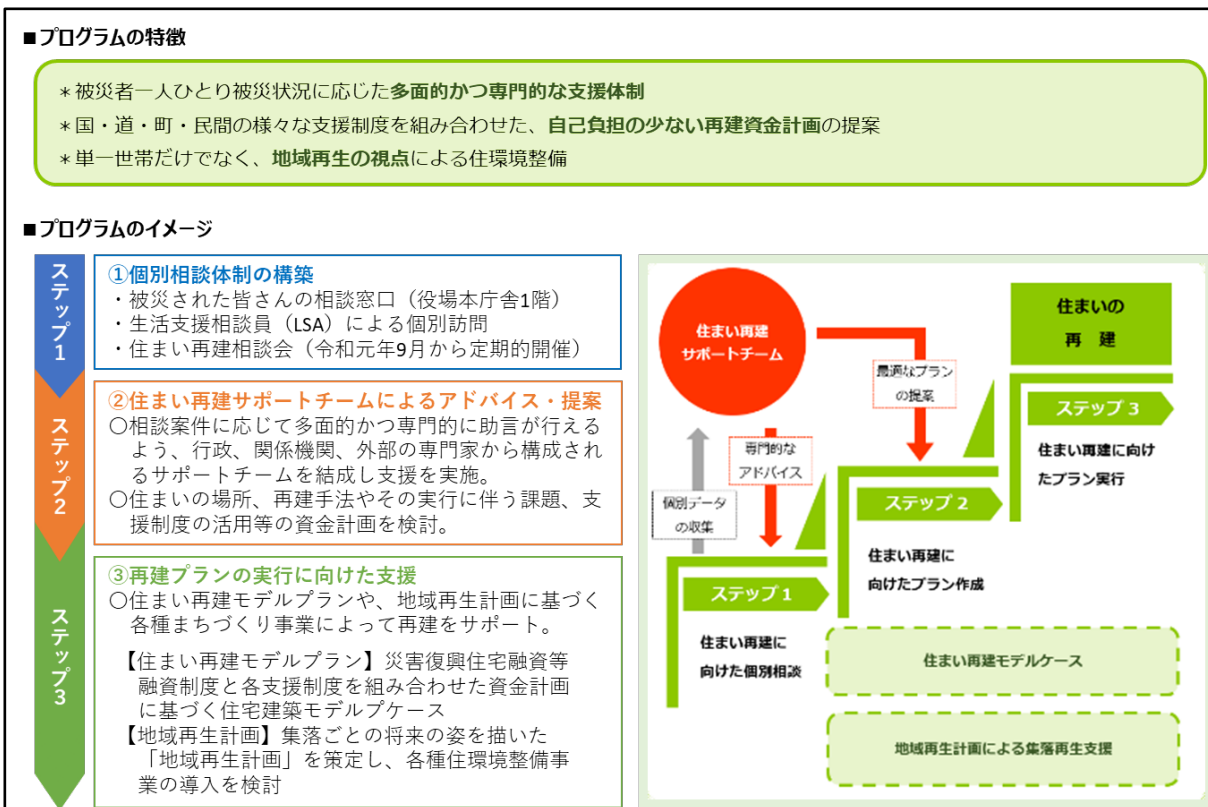
定期的集まり、ケースデータの共有と分析をおこなう
〈構成メンバー〉
 事務局：まちづくり推進課総合戦略・復興計画策定室
 コアメンバー：①建設課建築住宅グループ
 ②住民課福祉グループ
 ③住民課健康推進グループ
 ④社会福祉協議会
 ・高齢者生活福祉センター
 ・地域支え合いセンター
 ・生活支援相談員（LSA）
 ⑤地域包括支援センター
 ⑥アドバイザー（専門家）

サポートメンバー

個別課題の解決に向けて、専門部署および専門家を交えた検討を行う
〈構成メンバー〉
 ①庁内・関係部署
 （庁舎内から必要なものを随時指名）
 ②専門家
 （例：弁護士、司法書士、建築士、宅建士、金融機関、FP、研究者（大学教授等）、NPO サポートセンター等）
 ③その他関係機関
 （例：国土交通省北海道開発局）

厚真町提供

＜あつま型住まい再建プログラムのイメージ＞



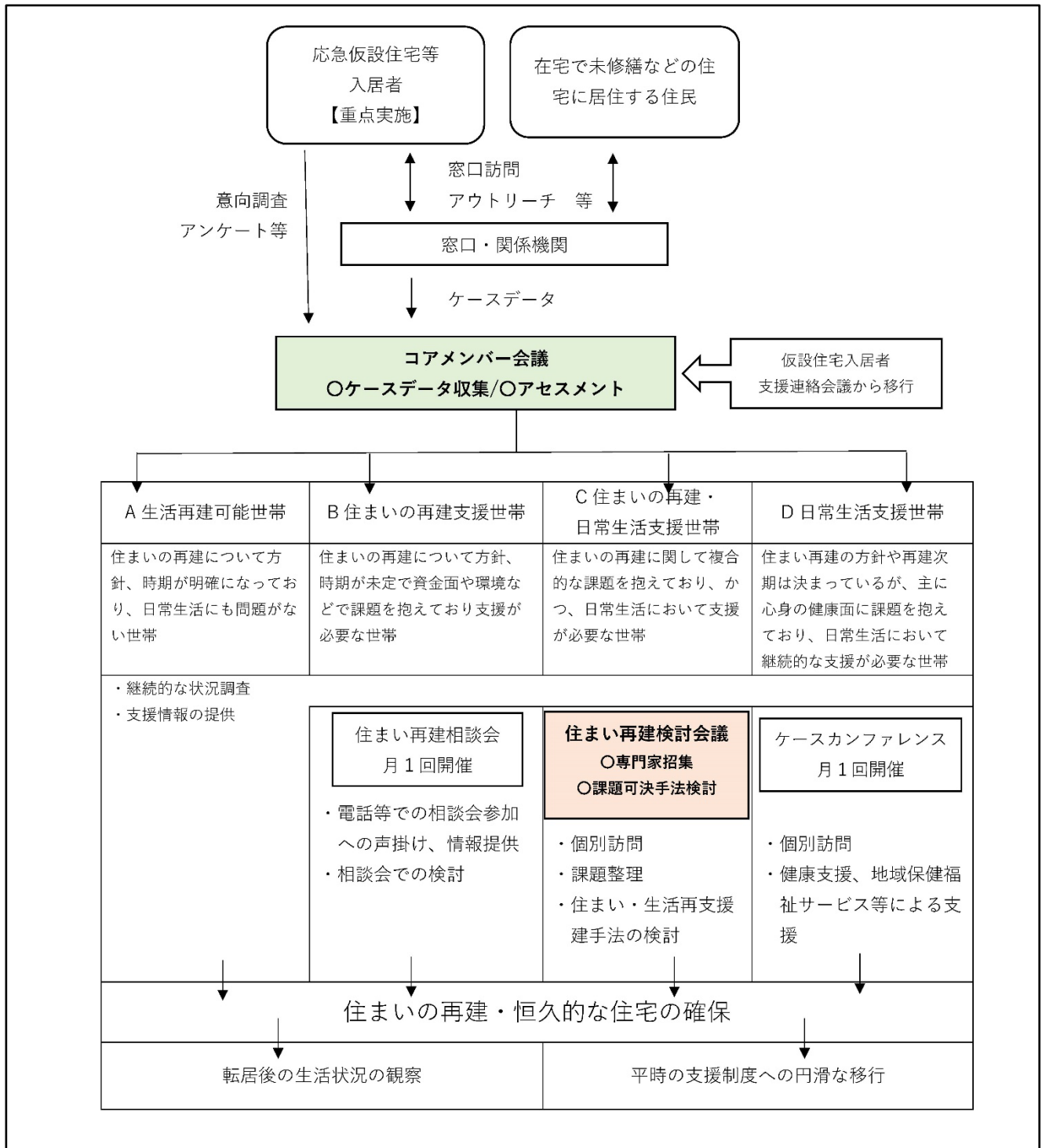
厚真町提供

（２）災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法

＜支援対象者・把握方法＞

- LSA による相談支援については、当初、応急仮設住宅入居者のみを支援対象としていたが、その後、在宅被災者も含めた全戸訪問に切り替え、対象者が広がった。
- 応急仮設住宅への引っ越しが始まる 2018 年 11 月 1 日に、仮設住宅の鍵の引き渡しや説明の場に、LSA が同席し、その場で住民と LSA との顔合わせを実施した。
- 相談支援の対象が応急仮設住宅入居者のみだった当初（2018 年 11 月）は、LSA が同行の上で、苫小牧保健所の保健師と臨床心理士、厚真町保健師が入居者の生活状況と健康状態等の実態調査等を行った。
- 活動を進めていくと、在宅での生活に不安を抱える被災者も多いため、個別訪問の活動範囲を拡大し、2019 年 2 月から全戸訪問を実施した。
- 全戸訪問では、医療等の専門職、NPO 等の外部支援団体や地元ボランティアが困りごとや生活支援につながりそうな内容を聞き取った。
- 全戸訪問で聞き取った情報は、その後、LSA が改めて個別訪問をする際に活用し、必要な場合には、関係機関につなぐといった対応を実施した。

＜相談支援の流れ＞



厚真町提供

＜支援の実施方法＞

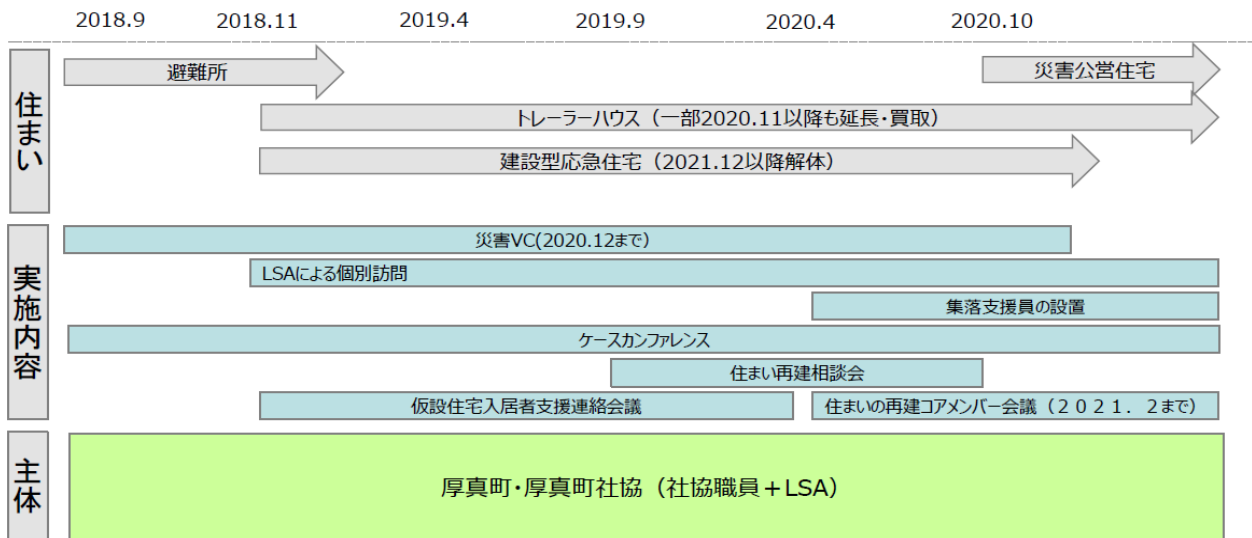
- LSA による個別訪問後、コアメンバーによる会議で、個々の被災者のケースデータの収集やアセスメントを行い、以下 A～D の 4 つに分類した。
 - A 生活再建可能世帯：住まいの再建について、方針・時期が明確になっており、日常生活にも問題がない世帯。
 - B 住まいの再建支援世帯：住まいの再建について、方針・時期が未定で、資金面や環境などで課題を抱えており、支援が必要な世帯。
 - C 住まいの再建・日常生活支援世帯：住まいの再建について、複合的な課題を抱えており、かつ、日常生活において支援が必要な世帯。
 - D 日常生活支援世帯：住まいの再建について、方針・時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的な支援が必要な世帯。
- 世帯を 4 つに分類後、主に B を、町まちづくり推進課で主催する住まい再建相談会（北海道や住宅金融支援機構と連携して月 1 回開催）、主に C を、住まいの再建コアメンバー会議（住まいと暮らしの再建の方向性を検討するため、役場関連部署と町社協等を構成員として行う会議）、主に D を、ケースカンファレンス（健康、福祉、生活支援を検討するため、町保健師、保健所や町社協と連携して月 1 回開催）で対応することとし、住まいの再建を進めた。
- 住まいの再建後は、A や B に区分された日常生活に不安が少ない世帯については、転居後の生活状況の見守りに留め、C や D に区分された日常生活において継続的な支援が必要な世帯については、平時の支援制度への円滑な移行を図った。
- 既存の被災者支援制度だけでは対応しきれない世帯が多かったため、被災者の支援ニーズに合わせて町独自の支援制度を実施した。
- また、被災者支援に直接関係のない制度であっても、既存の町独自制度で活用できそうなものに関しては、活用可能な支援制度として周知した。

厚真町が今回創設した主な独自支援制度	
制度名	内容
半壊・大規模半壊家屋の解体費補助	・半壊又は大規模半壊の家屋等の解体に要した費用の一部を補助 ・補助額：対象工事費の 3 分の 2 以内
一部損壊以上の家屋等の解体費補助	・一部損壊以上の家屋等の解体に要した費用の一部を補助 ・補助額：対象工事費の 2 分の 1 以内 (上限額：50 万円（住宅）、30 万円（非住宅）)
半壊家屋解体費貸付事業	・半壊又は大規模半壊の家屋について、解体費補助事業を活用して解体した申請者に、補助残額に充てる資金を無利子で貸付け ・貸付額：解体費用の 3 分の 1 かつ上限 60 万円
持ち家住宅建築促進支援助成金	・被災者が町内で住宅を新築する際の費用の一部を助成 ・補助額：上限 120 万円
厚真町住宅リフォーム補助	・半壊又は一部損壊の家屋の復旧工事に関する費用の一部を補助 ・補助額：対象工事費から 30 万円を控除した額の 30%（半壊で住宅応急修理制度を活用した場合は、その額を控除）（上限額：50 万円）

厚真町住宅復旧支援事業補助金	・住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成 ・補助額：対象工事費から 50 万円を控除した額の 2 分の 1 かつ上限額 300 万円
厚真町住宅再建融資利子助成	・被災者が町内で住宅を新築又は購入する際に、金融機関等から融資を受けた借入金に係る利子の一部を助成 ・助成額：借入額×利率×80% ※利率は上限あり、上限額 100 万円
厚真町リバースモーゲージ利子助成	・被災者が町内で住宅を新築又は購入する際に、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）等のリバースモーゲージ型融資を受けた借入金に係る利子の一部を助成 ・助成額：借入額×利率×80%×20 年 ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率、上限額 100 万円

活用された既存の厚真町の独自支援制度	
制度名	内容
既存住宅耐震改修事業	・1981 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等、現行の耐震基準に適さない住宅耐震改修工事費の一部を助成
空き家活用事業補助金	・空き家バンクに登録された住宅の、定住目的での改修等に係る経費の一部を助成
飲用井戸水等給水施設整備事業補助金	・町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助

(3) 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容



※上記の「実施内容」の支援の実施に当たって、活用した予算制度等

- ・被災者見守り・相談支援事業
- ・ふるさと納税（災害支援を目的として寄附を募集）
- ・集落支援員制度

<避難生活段階>

- 避難所の開設は2018年9月6日から12月6日までの期間であり、開設避難所数は7か所、最大避難者数は1,118人であった。
- 災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）は、2018年9月7日から2020年12月31日まで設置された（運営主体は町社協）。
- 災害VCでは、避難者の健康状態や生活状況についてヒアリングを行ったほか、町社協職員が、避難所等の避難者ニーズの調査を実施した。

<LSAの配置とそれ以降の取組>

- 2018年11月に、町社協がLSAを配置・運営し、応急仮設住宅入居者を中心に、被災者の住まいや生活再建の支援にあたった。
- 2019年2月には、応急仮設住宅以外の在宅被災者への個別訪問を実施。LSAだけでは人数が少なかったため、保健師、専門職、外部団体等の協力を得て行った。
- 2020年からは、特定地域において、災害に特化した形で集落支援員（総務省による集落支援員制度を活用）を配置した。

※集落支援員：

地域の実情に詳しく集落対策の推進についてノウハウ・知見を有する人材が、市町村と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握を実施する制度。

<スタッフの募集>

- 町社協内の別業務を行っていた職員や、社協が持つ外部団体ネットワーク等から紹介を受け、面接の上、採用した。

<スタッフに対する研修等>

- 町独自での活動であったため、研修といった形式では実施しなかったが、LSA の入れ替わりもあったため、外部有識者の講師を招いて勉強会等を独自で行った。
- 津久井進著『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』（合同出版）を参考にするなどした。

<応急仮設住宅供与終了後>

- 平成 30 年北海道胆振東部地震は特定非常災害ではなかったため、応急仮設住宅の供与期間（2 年間）の延長ができず、町独自の取り組みとして、トレーラーハウスを購入し、住まいの再建が進んでいない世帯には継続して貸出しを行うとともに、希望する場合には、被災世帯が購入してそのまま生活できるようにした。
- 災害公営住宅は 2020 年 10 月に完成（32 戸：新町 20 戸、本郷 8 戸、上厚真 4 戸）。
- 同時期に、別途、公営住宅（46 戸：新町 30 戸、上厚真 16 戸）を整備し、災害公営住宅への入居条件を満たさないが、自己資金での住宅確保が困難な世帯を入居対象者とした。

（４）災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法

<仮設住宅入居者支援連絡会議>

- 構成員は、町役場の総務、建築住宅、復興計画、福祉、健康、教育等の関係部署と、苫小牧保健所、町社協の地域包括支援担当、LSA 等である。応急仮設住宅への入居のタイミングに併せて設置し、基本的な情報共有を目的とした。

<住まいの再建コアメンバー会議>

- 上記の仮設住宅入居者支援連絡会議の後継会議であり、構成員は、町役場の総務、建築住宅、復興計画、福祉、健康、教育等の関係部署と、町社協の地域包括支援担当、LSA である。応急仮設住宅段階から住まいの再建に舵を切るために開始し、住まい再建に向けた個別の課題解決について協議を行った。

<ケースカンファレンス>

- 被災世帯が抱える福祉的な課題について協議を行った。構成員は、苫小牧保健所、町保健師、LSA、町社協の地域包括支援担当、外部有識者が参加。それぞれが対応している支援対象者の状況について、関係者間で情報共有し、今後の支援方針を確認した。

（５）被災者台帳等の活用・共有の状況

＜被災者台帳の作成・活用・共有＞

- 町では、罹災証明書の発行システムを導入していたが、包括的に被災者の情報を管理するために、被災者台帳は、町が、エクセルで作成し、管理することとした。
- 作成したデータの共有範囲には制限を設けたが、住まいの再建コアメンバー会議で事例検討を行う際には、必要な部分を抜粋の上で共有し、被災者支援に活用した。
- なお、被災者台帳を作成した後には、形式等を変更することは難しいため、その作成に当たっては、事前の検討が重要だと感じた。

＜アセスメントシートの活用＞

- LSA の活動では、当初、訪問開始を優先させたため、アセスメントシートを中心に置いた訪問活動は実施しなかったが、住まいの再建については、役場の情報を基に行ったため、支障はなかった。

＜個人情報の関係者間での共有、それに伴う本人同意の取得＞

- 町社協への委託事業の中で、個人情報の取扱について定めている。

（６）個別ケースの事例

特徴的な支援ケース①

- 既存の住まいの再建に利用できる制度が少なく、現行の支援制度では解決できない課題に対し、半壊・大規模半壊家屋の解体費補助、一部損壊以上の家屋等の解体費の補助、半壊家屋解体費貸付事業など、町独自制度を新設し対応した。
- また、持ち家住宅建築促進支援助成金、厚真町住宅リフォーム補助、厚真町住宅再建融資利子助成、厚真町リバースモーゲージ利子助成等により、住まいの再建を推進した。また、既存住宅耐震改修事業、空き家活用事業補助金、飲用井戸水等給水施設整備事業補助金等の既存制度を活用するためにこれらの制度を拡充し、周知に努めた。また、一部の制度の財源としてふるさと納税の活用も行った。
- こうした取組により、支援制度のメニューが増え複雑化してきたため、個別相談対応を行うことと併せて、「生活再建に向けたガイドブック」を策定し、支援制度の普及・啓発に努め、これらの制度の活用を促進した。

特徴的な支援ケース②

- 住まい再建相談会や住まい再建サポートチーム、LSA に寄せられた相談の中には、家屋そのものではなく、宅地被害に関する相談も一定数あったが、宅地に関する公的支援制度が存在しなかったため、解決策を提示できなかった。
- このため、熊本県や札幌市の取組を参考にして、町独自に住宅復旧支援事業補助金を実施。住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成し、住まいの再建を進めた。

(7) 被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール

<被災者台帳（個別シート）>

- 被災世帯に関する情報として、家族構成、罹災証明書、応急仮設住宅等の入居状況に加え、生活再建以降、義援金の申請状況、町独自制度の申請状況などを記載するとともに各支援金の支給額も記入できるようになっている。
- アセスメント結果や住まいの再建方針、支援記録も全て 1 つのエクセルファイルにまとめられている。

カナ氏名		住所	
世帯番号		方書	

世帯状況						り災証明		
続柄	カナ氏名	氏名	性別	生年月日	状態区分	判定	被災場所	用途
1								
2								
3								
4								
5								

応急仮設住宅等入居状況						再建意向
応急仮設住宅等入居施設	ペット有無	退去状況	退去日	転居先		
1						
2						
3						
4						
5						

生活再建支援 用途区分	応急修繕		公費解体	義援金(町)の申請状況			
	申請状況	完了		一次受付	建築・購入	修繕受付	
1							
2							
3							
4							
5							

住まい再建支援制度申請状況				各種支援金・義援金・補助金支給状況	
リフォーム支援	住宅復旧支援	住宅再建融資利子助成事業	持ち家住宅建築促進	支援制度	既支給額
1				1 生活再建支援制度	
2				①基礎給付金	
3				②加算支援金	
4				2 義援金の配分(町)	
5				①1次配分(道分含む)	
				②1次配分(新築・購入)	
				③2次配分(修繕)	
				④2次配分(賃貸住宅)	
				4 住宅災害見舞金	
				5 被災住宅の応急修理	
				6 住宅リフォーム補助金	
				7 住宅復旧支援事業補助金	
				8 住宅再建融資利子助成事業	
				9 持ち家住宅建築事業補助金	
				合計	

その他の状況	
がけ地近接等住居状況	
直轄砂防対象地域	

世帯状況						り災証明	再建意向	再建状況
続柄	カナ氏名	氏名	性別	生年月日	状態区分	判定		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
住まいの再建 サポート アセスメント		A 生活再建可能世帯 B 住まいの再建支援世帯 C 住まいの再建・日常生活支援世帯 D 日常生活支援世帯						
悩み 事・課 題に つ い て	健康・医療について							
	住まいの再建について							
	日常生活について							
	地域・交友関係について							
	経済面について							
	支援の希望について							
	その他							
支 援 方 針 等								
対 応 記 録 シ ー ト	対応日	年 月 日	対応場所					
	対応者							
	相談事項	被害について		☐ 人の被害 ☐ 住まいの被害 ☐ 仕事の被害				
		現在の生活について		☐ 健康・医療 ☐ 日常生活 ☐ 地域・交友関係 ☐ 経済面 ☐ 支援の希望				
		その他						
	相談概要							
	対応概要							
対応区分	☐ 相談のみ終了 ☐ 相談継続（次回相談予定： ） ☐ 専門家協議（協議： ） ☐ 行政窓口へ引き継ぎ（引継ぎ先： ） ☐ その他（ ）							

<住まいの再建コアメンバー会議・記録シート>

- 住まいの再建コアメンバー会議では、それぞれの世帯情報を健康・医療、住まいの再建、日常生活、地域交友関係の4つの視点で評価、会議後に、アセスメント（A～D）類型に反映させる。

【更新版】会議記録シート（一次・仮設住宅入居世帯）			会議日	2020/6/25
N0.	アセスメント	項目	内容※アセスメントCおよび会議で話題に上がった内容について記載	補足事項等
1	会議前	健康・医療について		
	A	住まいの再建について		
		日常生活について		
		地域・交友関係について		
		経済面について		
	会議後	支援の希望について		
		その他		
		支援方針について		
		健康・医療について		
		住まいの再建について		
2	会議前	健康・医療について		
	B	住まいの再建について		
		日常生活について		
		地域・交友関係について		
		経済面について		
	会議後	支援の希望について		
		その他		
		支援方針について		
		健康・医療について		
		住まいの再建について		
3	会議前	健康・医療について		
	B	住まいの再建について		
		日常生活について		
		地域・交友関係について		
		経済面について		
	会議後	支援の希望について		
		その他		
		支援方針について		
		健康・医療について		
		住まいの再建について		

(8) 関連する写真



浄水場（富里地区）の被害状況



福祉施設（本郷地区）の被害状況



避難所の様子（本郷地区）



応急福祉仮設住宅（新町地区）



被災者支援活動のマッチングを待つボランティア



トレーラーハウス（宇隆地区）



LSA による個別訪問の様子



災害公営住宅（新町のぞみ団地）